

農薬の飛散防止対策指針

農産物の安全性確保と農薬の飛散による危害を防止する観点から、これまで農薬の使用基準の遵守等、農薬の適正使用を推進してきたところである。

また、食品衛生法の改正により、「残留基準値が設定されていない農薬等が一定以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度」（以下、「ポジティブリスト制度」という。）が導入されたことから、これまで以上に農薬の使用を必要最小限とする対策を行うとともに、農薬散布にあたっては、対象とする農作物のみでなく、周辺で栽培されている農作物についても、食品衛生法の基準を超えた農薬が残留することがないように、農薬の飛散防止対策を一層徹底する必要がある。

この農薬の飛散防止対策の推進にあたっては、農薬使用者が次に掲げる「個々の農業者等が取り組む対策等」に示す事項を検討し、実践できるよう指導・啓発するものとする。

なお、指導等の際には、関係機関が連携して、各地域の立地条件、栽培作物等から問題点を整理し、実情に応じた対策を提示するよう努める。

～ 個々の農業者等が取り組む対策等 ～

- 1 農薬の飛散防止の観点から、次の点について、栽培ほ場で農薬を使用する場合の問題点を抽出し、それに対する対応策を検討する。
 - (1) 立地条件（留意すべき対象作物及び近隣施設の有無並びにその位置）
 - (2) 近接作物（近接で栽培されている作物の収穫時期等）
 - (3) 使用する農薬（農薬の各作物への登録状況）
 - (4) 散布方法（飛散〔ドリフト〕量の度合い等）
 - (5) その他必要な事項

- 2 抽出した問題点に対する対応策と、次に掲げる事項とを合わせて実践する。
 - (1) 病虫害防除にあたっては、病虫害の発生や被害の有無にかかわらず、定期的に農薬を散布することを見直し、次の取り組みについて、積極的な導入を検討し、総合的病虫害・雑草管理（IPM）に努める。
 - ア 輪作、抵抗性品種の導入や土着天敵等の生態系が有する機能を可能な限り活用すること等により、病虫害・雑草の発生しにくい環境を整える。
 - イ 病虫害発生予察情報等を積極的に活用し、病虫害・雑草の発生状況の把握を通じて、防除の要否及び防除適期を適切に判断する。
 - ウ 防除が必要な場合には、病虫害・雑草の発生を経済的な被害が生じるレベル以下に抑制するために、多様な防除手段（物理的、生物的、化学的防除法）の中から適切な手段を選択し、病虫害・雑草管理に努めるものとする。

(2) 病害虫の発生状況を踏まえ、農薬を使用する場合には、農薬の飛散により周辺農作物及び近隣施設等に被害を及ぼすことがないように次の事項を遵守する。

また、これらの対策をとっても飛散が避けられないような場合には、散布日を変更し、又は周辺農作物の栽培者に対し、収穫日の変更、ほ場の被覆等の飛散防止対策を要請する。

ア 周辺農作物の栽培者及び近隣住民との連携

事前に、農薬散布（散布日時、使用農薬の種類等）について連絡する。

イ 散布の際に留意すべき事項

(ア) 農薬散布は必要最小限の区域に留め、散布量にも注意する。

(イ) 無風又は風が弱いときなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶ。

(ウ) 風向き、散布器具のノズルの向き等に注意する。

(エ) 周辺農作物の収穫時期等、飛散による影響が大きいと予想される場合には、周辺作物に適用のある農薬を選択するとともに、農薬の剤型、散布器具等を、飛散が少ないものに変更する。

ウ 記帳

農薬散布（散布年月日、散布場所、農作物名、使用農薬、使用量又は希釈倍数等）について記録し、一定期間保管する。

エ 散布器具等の洗浄の徹底

使用後は、散布器具に薬液等が残らないよう洗浄を徹底する。

オ 農薬の飛散が生じた場合の対応

周辺農作物の栽培者及び近隣住民等に対して速やかに連絡し、対応を協議する。